

事 務 連 絡
令和 3 年 6 月 17 日

兵庫県博物館協会会長様

兵庫県教育委員会事務局
社 会 教 育 課 長

緊急事態宣言の解除を踏まえた社会教育施設の取扱いについて（依頼）

平素より、本県の社会教育行政の振興に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
本県に出されていた緊急事態宣言が6月20日までで解除され、まん延防止等重点措置区域となります。

このことを受けて、6月21日から7月11日までの取扱いについては、下記のとおりとなりますので、引き続き、感染防止対策を徹底のうえ、適切に対応願いますよう、貴協会加盟館(園)に周知をお願いいたします。

記

美術館・博物館
感染防止対策を実施した上で開館

- 開館時間の制限
(措置区域：神戸・阪神南・阪神北・東播磨地域、姫路市)
 - ・最大20時までの時短要請(その他区域)
 - ・最大21時までの時短協力依頼
- イベント開催の場合の制限（県内全域）
(大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの)
 - ・収容定員の100%以内、人数上限5,000人(大声での歓声・声援等が想定されるもの)
 - ・収容定員の50%以内、人数上限5,000人(共通)
 - ・開催時間は最大21時まで
 - ・業種別ガイドライン等に基づく感染防止対策の徹底

【本件問い合わせ先】

兵庫県教育委員会社会教育課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1
TEL 078-362-9434 FAX 078-362-3927
E-mail syakaikyouikuka@pref.hyogo.lg.jp

事務連絡
令和3年6月17日

県立美術館長
県立歴史博物館長
県立人と自然の博物館長
県立考古博物館長
県立コウノトリの郷公園長
県立図書館長

様

社会教育課長

緊急事態宣言の解除を踏まえた社会教育施設の取扱いについて（通知）

本県に出されていた緊急事態宣言が6月20日までで解除され、まん延防止等重点措置区域となります。

このことを受けて、6月21日から7月11日までの取扱いについては、以下の点が変更となりますので、適切に対応願います。

記

1 美術館・博物館

○開館時間の制限

（措置区域：神戸・阪神南・阪神北・東播磨地域、姫路市）

- ・最大20時まで

（その他区域）

- ・最大21時まで

○イベント開催の場合の制限（県内全域）

（大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの）

- ・収容定員の100%以内、人数上限5,000人

（大声での歓声・声援等が想定されるもの）

- ・収容定員の50%以内、人数上限5,000人

（共通）

- ・開催時間は最大21時まで
- ・業種別ガイドライン等に基づく感染防止対策の徹底

2 図書館

変更なし

【本件問い合わせ先】

兵庫県教育委員会事務局社会教育課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1
TEL 078-362-9434 FAX 078-362-3927
E-mail syakaikyoubu@pref.hyogo.lg.jp

事 務 連 絡
令和 3 年 6 月 17 日

兵庫陶芸美術館長
横尾忠則現代美術館長 様

兵庫県教育委員会事務局
社会教育課長

緊急事態宣言の解除を踏まえた社会教育施設の取扱いについて（通知）

本県に出されていた緊急事態宣言が6月20日までで解除され、まん延防止等重点措置区域となります。

このことを受けて、6月21日から7月11日までの取扱いについては、以下の点が変わりますので、適切に対応願います。

記

- 開館時間の制限
(措置区域：神戸・阪神南・阪神北・東播磨地域、姫路市)
 - ・最大 20 時まで(その他区域)
 - ・最大 21 時まで

- イベント開催の場合の制限（県内全域）
(大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの)
 - ・収容定員の 100%以内、人数上限 5,000 人(大声での歓声・声援等が想定されるもの)
 - ・収容定員の 50%以内、人数上限 5,000 人(共通)
 - ・開催時間は最大 21 時まで
 - ・業種別ガイドライン等に基づく感染防止対策の徹底

【本件問い合わせ先】

兵庫県教育委員会事務局社会教育課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1
TEL 078-362-9434 FAX 078-362-3927
E-mail syakaikyouikuka@pref.hyogo.lg.jp

事 務 連 絡
令和 3 年 6 月 17 日

各 登 録 博 物 館 }
各 博 物 館 相 当 施 設 } 御 中
各 博 物 館 類 似 施 設 }

兵庫県教育委員会事務局
社 会 教 育 課

緊急事態宣言の解除を踏まえた社会教育施設の取扱いについて

平素は、本県教育行政の推進にご協力をいただきありがとうございます。

本県に出されていた緊急事態宣言が 6 月 20 日までで解除され、まん延防止等重点措置区域となります。

このことを受けて、6 月 21 日から 7 月 11 日までの取扱いについては、下記のとおりとなりますので、引き続き、感染防止対策を徹底のうえ、適切に対応願います。

記

美術館・博物館

感染防止対策を実施した上で開館

○開館時間の制限

(措置区域：神戸・阪神南・阪神北・東播磨地域、姫路市)

- ・最大 20 時までの時短要請

(その他区域)

- ・最大 21 時までの時短協力依頼

○イベント開催の場合の制限（県内全域）

(大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの)

- ・収容定員の 100%以内、人数上限 5,000 人

(大声での歓声・声援等が想定されるもの)

- ・収容定員の 50%以内、人数上限 5,000 人

(共通)

- ・開催時間は最大 21 時まで
- ・業種別ガイドライン等に基づく感染防止対策の徹底

【本件問い合わせ先】

兵庫県教育委員会事務局社会教育課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1

T E L 078-362-9434

F A X 078-362-3927

E-mail syakaikyokuka@pref.hyogo.lg.jp

事 務 連 絡
令和 3 年 6 月 17 日

各市町立図書館 御中

兵庫県教育委員会事務局
社 会 教 育 課

緊急事態宣言の解除を踏まえた社会教育施設の取扱いについて

平素は、本県教育行政の推進にご協力をいただきありがとうございます。
本県に出されていた緊急事態宣言が 6 月 20 日までで解除され、まん延防止等
重点措置区域となります。
つきましては、引き続き、感染防止対策を徹底のうえ、適切に対応願います。

【本件問い合わせ先】

兵庫県教育委員会事務局社会教育課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1
T E L 078-362-9434
F A X 078-362-3927
E-mail syakaikyouikuka@pref.hyogo.lg.jp

事 務 連 絡
令和 3 年 6 月 17 日

各教育事務所 御中
各市町教育委員会博物館・図書館主管課 御中

兵庫県教育委員会事務局
社 会 教 育 課

緊急事態宣言の解除を踏まえた社会教育施設の取扱いについて

このことについて、別添写しのとおり各登録博物館、各博物館相当施設、各博物館類似施設及び各市町立図書館あてに通知しましたのでお知らせします。

【本件問い合わせ先】

兵庫県教育委員会事務局社会教育課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1
T E L 078-362-9434
F A X 078-362-3927
E-mail syakaikyoubu@pref.hyogo.lg.jp